

## 鳥取市みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市みんなで守る自然環境保全推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、湖山池の水質浄化対策や生物が生息する空間（ビオトープ）などの自然環境の保全・再生事業を支援することにより、自然保護及び環境保全並びに賢明な利用を推進することを目的として交付する。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる補助事業とする。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (2) 営利目的のもの
- (3) その他市長が適当でないと認めるもの

2 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者（同条例第2項第1項に規定する「事業者」の定義に従い、「県内に本店、支店、営業所その他名称のいかんを問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者」をいう。）への発注に努めなければならない。

### (補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 公共の秩序又は安全を害するおそれのあるもの
- (2) その他市長が適当でないと認めるもの

### (補助金対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3欄に掲げる経費とする。ただし、補助対象事業を行うことにより収入を得る場合にあっては、対象事業の総額から当該収入を控除した額を補助対象経費とする。補助対象経費の総額の下限額は30,000円とする。

### (補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に別表第4欄に掲げる率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第5欄

に掲げる額を限度額とする。

(補助交付の申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 市長が別に定める書類

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

- (1) 実績報告書(様式第1号)
- (2) 収支決算書(様式第2号)
- (3) 領収書の写し

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、環境下水道部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月9日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、関係）

1 対 象 事 業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
名 称	内 容				
1 自然環境創造支援事業（ハード事業）	湖沼において次に掲げる事業を行うこと。 (1) ビオトープの保全・再生 (2) 水質浄化対策（ヨシ等の水生植物の植栽を含む） (3) 貝類、稚魚等の放流 (4) 地域の伝統的な環境の創造・保全に資する事業	市内に活動拠点をおく環境保全団体等	(1) 各種資材費 (2) 建設機械等借上料 (3) オペレーター等専門的技術を要する作業に係る賃金 (4) 指導者への謝金 (5) 旅費、先進事例地調査費、用地借上料並びに簡易設計費(合計額の2割を上限とする。) (6) 保険料 (7) その他市長が特に必要と認める経費	10/10 (県 1/2、市 1/2)	1 事業当たり 500 千円 (市長が特に必要と認めるものにあつては、1,000 千円とする。)
2 普及啓発事業	湖沼において次に掲げる事業を行うこと。 (1) 生物多様性からの地域づくりの推進（外来種の防除、湖沼の生態系のPR活動等、湖沼の生物多様性の確保に資するもの） (2) 環境問題の普及啓発活動（湖沼の自然環境の保全や賢明な利用の推進など、ラムサール条約の趣旨に合致するものを含む） (3) 利活用を促進する活動（湖面を利用するスポーツ体験及び湖沼の産物を使った調理体験の実践等、地域における湖沼の利活用を促進するもの）	市内に活動拠点をおく環境保全団体等	(1) 講師等への謝金及び旅費 (2) 消耗品費 (3) 印刷製本費 (4) 広告宣伝費 (5) 通信運搬費 (6) 会場・機器使用料及び会場設営費 (7) 保険料 (8) その他市長が特に必要と認める経費	10/10 (県 1/2、市 1/2)	1 事業当たり 300 千円 (市長が特に必要と認めるものにあつては、1,000 千円とする。)